明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○経済センサス活動調査規則（総務・経済産業一）　一
○児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（厚生労働七一）　五

〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二一二）　一〇
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二一三）　一六
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（国土交通六五九）　一八
○高速自動車国道に関する件（同六六〇～六六三）　一九
○道路に関する件（東北地方整備局一一一、一一二）　二〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一八三～一八五）　二二
○道路に関する件（四国地方整備局五九）　二三
○都市計画に関する件（北海道開発局六五、六六）　二三

〔官庁報告〕
官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、地方職員共済組合役員の就任関係　七九
地方公共団体
行旅死亡人関係　二一
会社その他
会社決算公告　二一三
二二五

## 省令

### ○総務省令第一号
### 経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、並びに統計法及び同令第四条第一項の規定を実施するため、経済センサス活動調査規則を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里

経済センサス活動調査規則

（趣旨）

**第一条**　統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）第一条に規定するもの（以下「経済センサス基礎調査」という。）を除く。以下「経済センサス活動調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

**第二条**　経済センサス活動調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

（定義）

**第三条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業所　物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所

二　企業　法人（国、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を経営する個人

（調査日）

**第四条**　経済センサス活動調査は、平成二十四年二月一日現在によって行う。

（調査の対象）

**第五条**　経済センサス活動調査は、国及び地方公共団体の事業所以外の法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

一　大分類A―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

二　大分類B―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

三　大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二　家事サービス業に限る。）に属する事業所

四　大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六―外国公務に属する事業所

（調査事項等）

**第六条**　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

一　名称及び電話番号

二　所在地

三　事業所の移転及び名称変更の有無

四　開設時期